

厚生労働省
規約承認番号
21002252

全国生鮮企業型年金規約

全国生鮮企業型年金規約

第 1 章	総則(第 1 条～第 3 条)
第 2 章	運営管理業務及び資産管理業務(第 4 条～第 5 条)
第 3 章	加入者等(第 6 条～第 14 条)
第 4 章	掛金の計算方法(第 15 条～第 17 条の 2)
第 5 章	運用の方法の提示及び運用の指図(第 18 条～第 23 条)
第 6 章	給付の額及び支給方法(第 24 条～第 48 条)
第 7 章	事業主に対する資産の返還(第 49 条～第 50 条)
第 8 章	事務費等の負担方法(第 51 条～第 56 条)
第 9 章	雑則(第 57 条～第 74 条)
附則	
別表	

全国生鮮企業型年金規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この企業型年金規約(以下「本規約」という。)は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号。以下「法」という。)に基づき、事業主及び加入者が資金を拠出し、加入者個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定めることにより、高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって加入者及び加入者であった者の生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業主の名称及び住所)

第2条 本規約を適用する事業所の事業主(以下「事業主」という。)の名称及び住所は、別表のア欄及びイ欄に掲げるとおりとし、一般社団法人全国青果卸売市場協会が本規約における代表事業主として申請等の業務を行うものとする。

(実施事業所の名称及び所在地)

第3条 本規約を適用し企業型年金を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の名称及び所在地は、別表のウ欄及びエ欄に掲げるとおりとする。

第2章 運営管理業務及び資産管理業務

(運営管理業務の委託)

第4条 事業主は、法第7条第1項の規定に基づき、次項第1号に掲げる確定拠出年金運営管理機関(以下「委託先運営管理機関」という。)に同項第3号及び第4号に掲げる運営管理業務(個人型年金加入者(法第62条に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。)に係る業務を除く。)を委託する。

2 事業主は委託先運営管理機関に、第3号に掲げる運営管理業務を自ら行わせ、委託先運営管理機関は第4号に掲げる運営管理業務を第2号に掲げる確定拠出年金運営管理機関(以下「再委託先運営管理機関」という。)に再委託するものとする。

(1) 委託先運営管理機関の名称及び住所

名称 三井住友信託銀行株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 再委託先運営管理機関の名称及び住所

名称 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社
住所 東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkParkTower

(3) 委託先運営管理機関が行う運営管理業務

イ 第18条に係る運用の方法の選定

ロ 本規約の加入者(以下「加入者」という。)及び本規約の運用指図者(以下「運用指図者」といい、加入者と運用指図者を併せて以下「加入者等」という。)に対する運用

の方法の提示

ハ 第 20 条に定める加入者等に提示した運用の方法に係る情報の提供

(4) 再委託先運営管理機関が行う運営管理業務

- イ 加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額(加入者もしくは加入者であった者に支給する給付に充てるべきものとして、積み立てられている資産(以下「個人別管理資産」という。)の額として確定拠出年金法施行令(平成 13 年政令第 248 号。以下「政令」という。)の定めにより計算した額をいう。以下同じ。)その他の加入者等に関する事項の記録
- ロ 加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の保存
- ハ コールセンター(電話により加入者等から照会及び運用の指図等を受ける機能又は施設をいう。以下同じ。)及びコンピュータシステムのデータ通信(以下併せて「コールセンター等」という。)による照会があった加入者等に対する加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の通知
- ニ 本規約の実施に必要な加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の通知
- ホ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ
- ヘ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ内容の資産管理機関への通知
- ト 給付を受ける権利の裁定

(資産管理契約の締結)

第 5 条 事業主は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、本規約の給付(以下「給付」という。)に充てるべき積立金について、資産管理契約として、次の各号に掲げる資産管理機関(再信託受託者を含む。以下「資産管理機関」という。)と確定拠出年金特定金銭信託契約を締結する。

(1) 受託者の名称及び住所

名称 三井住友信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

(2) 再信託受託者の名称及び住所

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

住所 東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号

2 前項にかかわらず、事業主は、再委託先運営管理機関からの通知及び指図の受領並びに再委託先運営管理機関の指図に基づく委託先運営管理機関及び再委託先運営管理機関への事務費の支払いを、再信託受託者に直接委託するものとする。

3 前項にかかわらず、受託者は再信託受託者の選任監督責任を負い、再信託受託者は受託者から委託された信託事務の処理について、委託者に対して受託者と同一の責任を負うものとする。

第 3 章 加入者等

(加入対象者の範囲)

第 6 条 加入者の資格を取得できる者(以下「加入対象者」という。)は、別表のウ欄に掲げる実施事業所に使用され、同表のオ欄に掲げる厚生年金保険の被保険者(法第 2 条第 6 項に規定する第一

号等厚生年金被保険者に限る。以下同じ。)であって次の各号に掲げる者とする。ただし、法第 13 条の規定により加入者となれない者を除く。

(1) 60 歳未満の者

(2) 次のイ又はロに該当する者

イ 60 歳以上、65 歳(以下「資格喪失年齢」という。)未満の者であり、かつ 60 歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用されていた者で 60 歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される者のうち、60 歳に達した日の前日において当該実施事業所の加入者であった者

ロ 60 歳以上資格喪失年齢未満の者であり、かつ当該実施事業所において実施され、又は実施されていた企業年金制度又は退職手当制度であって法第 54 条第 1 項の規定により資産管理機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の移換を受けたものが適用されていた者

(加入の申し出)

第 7 条 前条の加入対象者で、本規約への加入を希望する者は、加入者となることを事業主に申し出るものとする。

2 前項の申し出は、実施事業所に在籍中 1 回に限り行うことができるものとする。

3 第 1 項の申し出を行い加入者となった者は、自らの意思で任意に脱退することはできないものとする。

4 第 8 条第 2 号により加入者資格喪失後、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に定める継続雇用制度に基づき引き続き同一実施事業所に雇用される者(以下「再雇用者」という。)については、次条にかかわらず、再雇用された日に加入者の資格を取得する。

5 別表のウ欄に掲げる実施事業所ごとに、同表のキ欄において個人型年金同時加入を定めた実施事業所(別表のカ欄において企業型年金加入者掛金の拠出を定めた実施事業所を除く。)においては、加入者は、自らの意思で個人型年金加入者となることができる。

(加入者の資格の取得時期)

第 7 条の 2 前条の申し出は加入対象者となった日以降随時行うことができるものとし、申し出を行った日の属する月の翌月 1 日に加入者の資格を取得する。

(加入者の資格喪失の時期)

第 8 条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(当該事実があった日に更に本規約以外の企業型年金の加入者となるに至ったとき、又は第 6 号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、加入者の資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 実施事業所に使用されなくなったとき。

(3) その使用される実施事業所が、実施事業所でなくなったとき。

(4) 厚生年金保険の被保険者でなくなったとき。

(5) 第 6 条に掲げる加入対象者の範囲に該当しなくなったとき。

(6) 資格喪失年齢に達したとき。

(加入者の資格の得喪に関する特例)

第 9 条 加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日に

さかのぼって、加入者でなかったものとみなす。

(加入者期間)

第 10 条 加入者である期間(以下「加入者期間」という。)は、加入者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの年月数によるものとする。

- 2 加入者の資格を喪失した後、再び加入者の資格を取得した者については、本規約における前後の加入者期間を合算する。

(運用指図者)

第 11 条 運用指図者は次の各号に掲げる者とし、当該各号に該当するに至った日に運用指図者となるものとする。

- (1) 資格喪失年齢に達したことにより加入者の資格を喪失した者(個人別管理資産がある者に限る。)
- (2) 加入者であった者であって本規約における年金たる障害給付金の受給権を有する者
- (3) 60 歳以上の加入者であって、第 8 条第 2 号に該当するに至ったことにより加入者の資格を喪失した者(個人別管理資産がある者に限る。)

(運用指図者の資格喪失の時期)

第 12 条 運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第 3 号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、運用指図者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 個人別管理資産がなくなったとき。
- (3) 加入者となったとき。

(運用指図者の資格の得喪に関する特例)

第 13 条 運用指図者の資格については、第 9 条の規定を準用する。この場合において同条の規定中「加入者」とあるのは「運用指図者」と読み替える。

(運用指図者期間)

第 14 条 運用指図者である期間(以下「運用指図者期間」という。)を計算する場合については、第 10 条の規定を準用する。この場合において同条の規定中「加入者」とあるのは「運用指図者」と読み替える。

第 4 章 掛金の計算方法

(掛金の拠出)

第 15 条 事業主は加入者期間の各月につき、事業主掛金を拠出する。

- 2 別表のウ欄に掲げる実施事業所ごとに、同表のカ欄において加入者掛金を定めた実施事業所(別表のキ欄において個人型年金同時加入を定めた実施事業所を除く。)においては、加入者は、加入者期間の計算の基礎となる各月につき、自ら企業型年金加入者掛金(以下「加入者掛金」という。)を拠出することができる。
- 3 前項の加入者掛金の拠出を希望する加入者は、各実施事業所の全国生鮮企業型年金規約に係る取扱い規程第 4 条に定めるところにより同規程同条に定める申出期限までに事業主に申し出るものとする。

(掛金の額の計算方法)

第 16 条 各加入者に係る事業主掛金の額は、各実施事業所の全国生鮮企業型年金規約に係る取扱い規程第 3 条に定める事業主掛金月額に 100 分の 100 を乗じた額とする。

- 2 前項の事業主掛金の額の計算において 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。
- 3 別表のウ欄に掲げる実施事業所ごとに、同表のカ欄において加入者掛金を定めた実施事業所においては、加入者掛金の額は、加入者期間の計算の基礎となる各月について各実施事業所の全国生鮮企業型年金規約に係る取扱い規程第 4 条に掲げる額のうち、加入者が同規程同条に定めるところにより自ら決定した額とする。
- 4 加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超過しないものとし、かつ、事業主掛金の額との合計が、法第 20 条に掲げる額(以下「拠出限度額」という。)を超過しないものとする。事業主は、掛金の上限額について加入者に周知するとともに、政令改正により政令第 11 条に規定する拠出限度額が変更となった場合においても、その旨周知する。

(加入者掛金の額の変更方法)

第 16 条の 2 別表のウ欄に掲げる実施事業所ごとに、同表のカ欄において加入者掛金を定めた実施事業所においては、加入者は、次の各号に掲げる場合を除き、年一回に限り、各実施事業所の全国生鮮企業型年金規約に係る取扱い規程第 4 条に定めるところにより、同規程同条に定める申出期限までに事業主に申し出ることにより加入者掛金の額を同規程同条に定める月に変更することができる。

- (1) 事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回ることとなる場合であって、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合。
 - (2) 事業主掛金の額が引き上げられることにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超える場合において、合計額が拠出限度額を超えないように加入者掛金の額を変更する場合。
 - (3) 本規約の加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出できなくなる場合において、変更後の決定の方法による額に変更する場合。
 - (4) 加入者掛金の額を零に変更する場合。
 - (5) 加入者掛金の額を零から変更する場合。
- 2 前項の年は各実施事業所の全国生鮮企業型年金規約に係る取扱い規程第 4 条に掲げる期間を基準とする。
- 3 第 1 項の申出は、同項第 1 号から第 4 号に該当する場合にあつては、毎月、各実施事業所の全国生鮮企業型年金規約に係る取扱い規程第 4 条に定める申出期限までに、第 1 項第 5 号に該当する場合にあつては、同規程同条に定めるところにより、同規程同条に定める申出期限までに行うことができる。
- 4 事業主は、次の各号に掲げる場合は、加入者からの変更の指図を受けずに、加入者掛金の額を変更できる。
- (1) 事業主掛金の額が引き下げられることにより加入者掛金の額が事業主掛金の額を超過する場合は、各実施事業所の全国生鮮企業型年金規約に係る取扱い規程第 4 条に定める加入者掛金の額のうち、事業主掛金の額を上回らない一番高い額とする。

- (2) 事業主掛金の額が引き上げられることにより加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超過する場合は、各実施事業所の全国生鮮企業型年金規約に係る取扱い規程第4条に定める加入者掛金の額のうち、事業主掛金の額との合計額が拠出限度額を上回らない一番高い額とする。
- (3) 本規約の加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出できなくなる場合において、変更後の決定の方法による額に変更する場合。
- (4) 加入者掛金の額を零に変更する場合。
- 5 事業主は、前項各号の変更を加入者からの変更の指図を受けずに行った場合は、変更後、速やかに当該加入者に報告するものとする。

(掛金の納付時期)

- 第17条 事業主は、毎月の加入者掛金の額を事業主掛金の額と合算して、翌月末日までに資産管理機関に納付する。
- 2 事業主は、前項の加入者掛金を加入者期間の計算の基礎となる各月につき、加入者の当該月の翌月の給与から控除するものとする。
 - 3 事業主が加入者掛金を給与から控除できない場合は、その月の加入者掛金の拠出は行わないものとする。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、加入者掛金を拠出している加入者が実施事業所に使用されなくなる場合であって、使用されなくなった日が月の末日である場合は、事業主は、当該加入者が使用されなくなった日の属する月の前月分及び当月分の加入者掛金を当該加入者の給与から控除することができる。
 - 5 事業主掛金及び加入者掛金は前納及び追納することはできない。

(加入者掛金の源泉徴収)

- 第17条の2 事業主は、加入者掛金を給与から控除したときは、加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該加入者に通知するものとする。

第5章 運用の方法の提示及び運用の指図

(運用の方法の選定及び提示)

- 第18条 加入者等が選定することができる運用の方法は、政令第15条第1項の表の中欄の区分に応じ同表の下欄の事項ごとに区分したものの中から委託先運営管理機関が加入者等にとって真に必要なものを厳選した上で3以上かつ35以下で選定及び提示する。この際、加入者等の選択の幅が狭められることなくリスク・リターン特性の異なる運用の方法が選定及び提示されるために、同項の表の中欄のうち3つ以上の区分から選定することとする。ただし、提示される運用の方法が政令第15条第1項の表の二の項口、三の項又もしくはル、四の項口又は五の項口の区分(以下「特定区分」という。)に該当する運用の方法から選定する場合には、資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から3以上選定することもできる。なお、加入者等が選定することができる運用の方法に、第1号に該当する運用の方法が含まれる場合には、同号以外から3以上、さらに、第2号に該当する運用の方法が含まれる場合には、同号以外から2以上の運用の方法を、委

託先運営管理機関は選定及び提示しなければならない。

(1) 政令第15条第1項の表の二の項ニ又は三の項レからウまでの区分に該当する対象運用方法

(2) 政令第15条第1項の表の一の項イもしくはロ、二の項イ、三の項イからホまで、四の項イ又は五の項イの区分に該当する対象運用方法

2 前項において、政令第15条第1項の表の二の項ハ、三の項ヲもしくはノ、四の項ハ又は五の項ハの区分の運用の方法(将来の一定の時期を目標としてリスクが逡減するよう資産構成を変更するものであって、当該目標の時期が加入者の年齢階層ごとに複数設定される運用の方法)については、運用会社及び運用の方針が同じでターゲット・イヤーだけが異なる運用の方法が複数設定されている場合であっても1と数える。

3 前2項の規定に基づき加入者等に選定及び提示される運用の方法は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似してはならない。

(運用の方法の追加及び除外)

第19条 事業主は、委託先運営管理機関に、前条に係る運用の方法を同条の範囲内で追加又は除外させることができるものとする。

2 前項に基づき運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等の同意を得なければならない。ただし、法第26条ただし書に基づき当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

(運用の方法に係る情報の提供)

第20条 事業主は、委託先運営管理機関に、第18条に係るすべての運用の方法につき、当該運用の方法の全体構成に関する情報のほか、それぞれを選定した理由及び次の各号に掲げる事項に関する情報(以下「運用の方法に関する情報」という。)を、加入者等に対して提供させるものとする。

(1) 運用の方法の内容(次のイからハまでの事項を含む。)

イ 利益の見込み(利益の見込みを示すことが困難である場合にあってはその旨)及び損失の可能性に関する事項

ロ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項

ハ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項

(2) 運用の方法に係る過去10年間(当該運用の方法の過去における取扱期間が10年間に満たない場合にあっては、当該期間)の利益又は損失の実績

(3) 加入者等個々の持分の計算方法

(4) 選定又は変更した場合に必要な手数料その他の費用及びその負担の方法

(5) 預金保険制度及び保険契約者保護機構による適用の有無(預金保険制度等の対象となっている場合にあっては、加入者等が受ける保護の内容を含む。)

(6) 金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)第3条第1項各号に規定する重要事項

(7) その他加入者等が次条第1項の運用の指図を行うために必要な情報

2 事業主は、委託先運営管理機関に、運用の方法に関する情報を次の各号に掲げる方法で加入者等に対して提供させるものとする。

- (1) 加入者が本規約に加入するときは、原則として書面の交付による。
- (2) 加入後は、適切な時期に書面の交付又は電磁的方法による。
- 3 事業主は、加入者等からの運用の方法に関する情報についての質問に対し、委託先運営管理機関のコールセンター等により、随時対応させるものとする。

(運用の指図)

第 21 条 加入者等は、個人別管理資産について、次の各号に掲げる規定に基づき、再委託先運営管理機関の定める方法により運用の指図を行う。

- (1) 加入者は、毎月の掛金等(本規約に係る制度(以下「本制度」という。)以外の企業型年金又は個人型年金から移換された資産、企業年金制度又は退職手当制度から移換された資産及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。)附則第 3 条第 11 号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)の脱退一時金相当額、確定給付企業年金の脱退一時金相当額、もしくは平成 25 年改正法附則第 3 条第 13 号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)又は確定給付企業年金法(平成 13 年法律第 50 号)第 91 条の 2 に規定する企業年金連合会(以下「企業年金連合会」という。)の規約で定める年金給付等積立金等もしくは積立金(以下「脱退一時金相当額等」という。)を含む。)について、運用の方法(第 18 条に従い委託先運営管理機関が提示する運用の方法をいう。)と、配分する割合を定め、加入時に再委託先運営管理機関に対し通知する。
 - (2) 加入者が、前号で通知した運用の方法及び配分する割合を変更するときは、現に運用の指図を行っている運用の方法と配分する割合及び変更後の運用の方法と配分する割合を再委託先運営管理機関に通知する。
 - (3) 加入者等は、前 2 号により運用の指図がなされている個人別管理資産の全部又は一部について、運用の方法を変更する場合、変更しようとする運用の方法と数量(割合による指定を含む。以下本号において同じ。)及び変更後の運用の方法と数量を再委託先運営管理機関に通知する。
- 2 加入者等が前項第 2 号又は第 3 号に規定する通知を行うときは、原則として、加入者となった日以降随時に再委託先運営管理機関の設置するコールセンターに対する通知又はコンピュータシステムのデータ通信によるものとする。
- 3 第 19 条に基づき運用の方法を除外する場合において、加入者等が選択している運用の方法により運用ができないときは、加入者等から新たな運用の指図が行われるまでの間、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、未指図個人別管理資産(法第 25 条の 2 第 3 項に規定する未指図個人別管理資産をいい、法第 54 条の 3 又は法第 81 条において読み替えて適用する場合を含む。)として取り扱う。

(事業主の責務)

第 22 条 事業主は、加入対象者に対し、前条第 1 項の運用の指図に資するため、加入対象者が加入者の資格を取得するときに、次の各号に掲げる事項に関する講習会の開催、ビデオの上映又は資料の配布等を行うものとする。

- (1) 確定拠出年金制度等の具体的な内容

イ わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位

置づけ

ロ 確定拠出年金制度の概要

- A 制度に加入できる者とその拠出限度額（加入者掛金を導入している事業所には、加入者掛金の拠出限度額とその効果を含む。）
- B 運用商品（法第 23 条第 1 項に規定する運用の方法をいう。以下同じ。）の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法及び運用商品の預替え機会の内容
- C 運用の指図は加入者自身が自己の責任において行うこと
- D 指定運用方法（法第 23 条の 2 に定める指定運用方法をいう。以下同じ。）を選定及び提示している場合は、指定運用方法の概要。また、指定運用方法により運用されたとしても、加入者自身の資産形成状況やライフプラン等に適した運用の方法が選択されているかどうかを確認し、自身に適さない運用の方法であれば他の運用の方法を選択すべきであること
- E 給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金又は一時金別）の受取方法
- F 加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法
- G 拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容
- H 事業主、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）、企業年金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の役割
- I 事業主、連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容

(2) 金融商品の仕組みと特徴

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品について次のイからホまでに掲げる事項

- イ その性格又は特徴
- ロ その種類
- ハ 期待できるリターン
- ニ 考えられるリスク
- ホ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

(3) 資産の運用の基礎知識

- イ 資産の運用を行うにあたっての留意点（すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること）
- ロ リスクの種類と内容（金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク（将来の実質的な購買力を確保できない可能性）等）
- ハ リスクとリターンの関係
- ニ 長期運用の考え方とその効果
- ホ 分散投資の考え方とその効果
- へ 年齢、資産等の加入者等の属性によりふさわしい運用の方法のあり方は異なり得るため一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような運用の方法が有用である場合が少なくないこと

(4) 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

- イ 老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性
- ロ 平均余命などを例示することで老後の期間が長期に及ぶものであること及び老後に必要な費用についても長期にわたり確保する必要があること。
- ハ 老後に必要となる一般的な生活費の総額を例示しつつ、公的年金や退職金等を含めてもなお不足する費用（自身が確保しなければならない費用）の考え方
- ニ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方
- ホ 加入者等が運用商品を容易に選択できるよう運用リスク度合いに応じた資産配分例の提示
- ヘ 離転職の際には、法第 83 条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、法第 80 条から第 82 条までの規定により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること。

2 事業主は、前項の講習会の開催、ビデオの上映及び資料の配布等を行った後も、加入者等の要望等に配慮し、毎年 1 回以上の頻度で加入者等に対して講習会その他の適切な情報提供のための措置を行うよう努めるものとする。

(個人別管理資産額の通知)

第 23 条 事業主は、法第 27 条に基づき、毎年 9 月末日を基準日（以下本条において「基準日」という。）として、基準日の属する月の翌月に、再委託先運営管理機関に、加入者等に対し当該加入者等に係る次の各号に掲げる事項の通知を行わせるものとする。

- (1) 基準日における個人別管理資産額
- (2) 基準日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
- (3) 再委託先運営管理機関が当該通知の前回に行った通知の基準日（以下本条において「前基準日」という。）における個人別管理資産額
- (4) 前基準日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
- (5) 前基準日の翌日から基準日までに拠出された各月ごとの事業主掛金及び加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称
- (6) 基準日までに拠出された事業主掛金及び加入者掛金の額並びにこれらの総額
- (7) 前基準日の翌日から基準日までの間に運用の指図の変更を行った場合にあっては、当該変更の内容
- (8) 前基準日の翌日から基準日までの間に加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
- (9) 前基準日の翌日から基準日までの間に企業年金制度もしくは退職手当制度からその資産の全部もしくは一部の移換が行われた場合又は脱退一時金相当額等の移換が行われた場合、その年月日、移換額、法第 33 条第 2 項の通算加入者等期間（以下「通算加入者等期間」という。）に算入された期間その他移換に関する事項
- (10) 確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。以下「省令」という。）第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号（他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）に掲げる事項並びに基準日におけ

る法第 33 条第 1 項の通算加入者等期間(再委託先運営管理機関が行う記録関連業務に係る部分に限る。)

- (11) 法第 25 条第 1 項の規定による運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合にあっては、基準日及び前基準日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並びに同項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨
- (12) 指定運用方法が提示されている場合にあっては、法第 25 条の 2 第 2 項の事項及び当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に当該運用の指図を行ったものとみなされた加入者又は加入者であった者がその運用から生ずる利益及び損失について責任を負うものである旨
- (13) 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされている場合にあっては、当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日、法第 25 条第 1 項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る第 2 号に掲げる額に、指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

第 6 章 給付の額及び支給方法

第 1 節 通則

(給付の種類)

第 24 条 給付は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 障害給付金
- (3) 死亡一時金
- (4) 脱退一時金

(裁定及び支給)

第 25 条 給付を受ける権利は、当該権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づき、再委託先運営管理機関が裁定するものとする。

- 2 次の各号に掲げる事項は、再委託先運営管理機関により資産管理機関に対して通知するものとする。
 - (1) 前項に係る裁定の結果
 - (2) 前号の裁定の結果に従った給付を行うために必要な加入者等の個人情報
- 3 当該給付金は、前項の通知に基づき、資産管理機関により当該受給権者に支給するものとする。
- 4 前項による給付金の支給は、当該受給権者が予め指定した金融機関の預貯金口座に振り込む方法によるものとする。

(受給権の保護)

第 26 条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りではない。

(年金給付の支給期間)

第 27 条 給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の支給期間は、受給権者が年金給付の請求時又は第 37 条第 1 項に規定する申出時に、次の各号に掲げる支給期間から選択するものとする。ただし、障害給付において年金支給開始月が 60 歳未満のときは、その選択した支給期間に年金支給開始月から 60 歳に達する月までの期間を加えた期間とする。

- (1) 5 年
 - (2) 10 年
 - (3) 15 年
 - (4) 20 年
- 2 前項にかかわらず、受給権者が第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる支給の方法を選択する場合は、受給権者は、年金給付の請求時に前項の期間のほか、終身(支給の保証期間があるもの。)を選択する事ができるものとする。ただし、委託先運営管理機関が政令第 15 条第 1 項の表の四の項イに該当する生命保険の契約に係る運用の方法を提示している場合に限る。
- 3 年金給付の支給は、第 25 条第 1 項の請求が行われた日の属する月の翌月から開始するものとする。
- 4 第 1 項にかかわらず、第 34 条又は第 39 条の規定により受給権者の権利が消滅したときは、当該権利が消滅した日の属する月で年金給付の支給を終了するものとする。

(年金給付の支給期月)

第 28 条 年金給付は、受給権者が次の各号の中から選択した年間支給回数に応じて、当該各号に掲げる月の 1 日(当該 1 日が国内の銀行休業日にあたるときは翌営業日。)に、それぞれの前月分までを支給する。

- (1) 年間支給回数を 1 回として選択したとき 12 月
- (2) 年間支給回数を 2 回として選択したとき 6 月及び 12 月
- (3) 年間支給回数を 4 回として選択したとき 3 月、6 月、9 月及び 12 月
- (4) 年間支給回数を 6 回として選択したとき 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月

(年金計画)

第 29 条 受給権者は、裁定請求時に、次の各号のいずれか 1 つの方法、もしくは各号を組み合わせる方法の中から支給方法を選択し、再委託先運営管理機関に申し出るものとする(以下この申出に係る方法を「年金計画」という。)

- (1) 当該受給権者が裁定を請求した日(以下「裁定請求日」という。)の属する月の前月の末日以降の個人別管理資産額(本規約に係るものに限る。以下本章において同じ。)と当該受給権者が選択した年金給付の支給期間(以下「本件支給期間」という。)に基づき第 3 項により計算した額を各年金給付年度(受給権者ごとに年金給付を開始した月から翌年の同月の前月までを年金給付年度とする。以下同じ。)の年金額とする方法
 - (2) 政令第 15 条第 1 項の表の四の項イに該当する生命保険の契約に基づく、裁定請求日の年金給付に係る個人別管理資産額、当該受給権者の年齢、性別及び支給期間等に基づき年金給付の額が定められる運用の方法により年金給付を行う方法
- 2 年金計画における、第 27 条第 1 項の支給期間に係る各年金給付年度の年金額は、裁定請求日の属する月の前月の末日における当該部分の年金給付に係る個人別管理資産(以下「給付額算定個人別管理資産」という。)の額(以下「給付額算定個人別管理資産額」という。)の 2 分の 1 に相当する額を超えず、かつ、20 分の 1 に相当する額を下回らないものでなければならない。

- 3 第1項第1号の各年金給付年度の年金額は、前項の規定を満たす額の範囲内で、給付額算定個人別管理資産額に受給権者が選択した取り崩し割合（支給期間全期間均等割合又は年金給付年度ごとの割合指定のいずれかとする。）を乗じて得た額とする。
- 4 第1項第1号の方法により各支給期月に支給する年金給付の額は、前項で計算された金額を12で除した額に、当該支給期月の前回の支給期月から当該支給期月の前月までの月数を乗じて得た額とする。
- 5 事業主は、前項の額を支給するために当該受給権者の給付額算定個人別管理資産を取り崩す場合は、再委託先運営管理機関に取り崩し数量を計算させ、資産管理機関に通知させるものとする。
- 6 前項の取り崩し数量は、各支給期月において同項の通知を行う日の前日（当該前日が国内の銀行休業日にあたるときは前営業日）以前の日を基準日として、第4項の額に近似する額となるように、当該個人別管理資産に係る運用の方法ごとの基準日の残高で均等になるように按分して計算するものとする。
- 7 年金計画による年金支給の最後の月の末日（以下「支給最終月末日」という。）において当該個人別管理資産がある場合は、第1項及び第2項並びに前条の規定にかかわらず、当該最後の月の翌月末日までに、支給最終月末日における当該個人別管理資産額全額を支給する。

第2節 老齢給付金

（老齢給付金の支給要件）

第30条 第11条第1号又は同条第3号に該当する加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る。ただし、本規約の障害給付金の受給権者及び再雇用者を除く。）が、次の各号に掲げる年齢に応じ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、再委託先運営管理機関に老齢給付金の支給を請求することができるものとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 60歳以上 61歳未満の者 | 10年 |
| (2) 61歳以上 62歳未満の者 | 8年 |
| (3) 62歳以上 63歳未満の者 | 6年 |
| (4) 63歳以上 64歳未満の者 | 4年 |
| (5) 64歳以上 65歳未満の者 | 2年 |
| (6) 65歳以上の者 | 1月 |

- 2 前項の通算加入者等期間は、次の各号に掲げる期間（その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を合算した期間をいう。

- (1) 企業型年金加入者期間（本規約以外の企業型年金の加入者期間を含む。）
- (2) 企業型年金運用指図者期間（本規約以外の企業型年金の運用指図者期間を含む。）
- (3) 個人型年金加入者期間
- (4) 個人型年金運用指図者期間

- 3 前項の通算加入者等期間の算定において、同一の月が同時に二以上の同項各号に掲げる期間の算定の基礎となるときは、その月は、同項各号に掲げる期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

（老齢給付金の支給の請求手続き）

第 30 条の 2 前条の老齢給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を再委託先運営管理機関に提出することによって行うものとする。

(1) 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

(2) 老齢給付金の払渡しを希望する支払機関に関する事項

イ 金融機関であるときは、その金融機関名、本店又は支店名及び口座番号

ロ ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行の委託を受けた郵便局であるときは、貯金通帳の記号及び番号

2 前項の請求書には、戸籍の謄本もしくは抄本又は生年月日に関する市区町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付しなければならない。

3 前条の老齢給付金の支給の請求(前条第 1 項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた再委託先運営管理機関が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満である者からの請求に限る。)を受けた再委託先運営管理機関は、再委託先運営管理機関以外の記録関連運営管理機関等(企業型記録関連運営管理機関(記録関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型記録関連運営管理機関等」という。))又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。))又は連合会に対し、次の各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めることとする。

(1) 当該請求した者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対しては、省令第 22 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる事項

(2) 当該請求した者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会に対しては、省令第 22 条の 2 第 3 項第 2 号に掲げる事項

4 前項の記録の提供を求められた記録関連運営管理機関等又は連合会は、再委託先運営管理機関に対し、求められた記録を提供するものとする。

(70 歳到達時の支給)

第 31 条 加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)が老齢給付金を請求することなく 70 歳に達したときは、一時金たる老齢給付金を請求したものとみなして、その者に老齢給付金を一時金で支給する。

(老齢給付金の支給の方法)

第 32 条 老齢給付金は、年金として支給する。ただし、年金支給開始月の 1 日から起算して 5 年を経過した日の属する月の末日以降の日に、受給権者が再委託先運営管理機関に給付の支給を一時に受け取ることを請求したときは、当該請求日以降の日で、当該個人別管理資産(当該請求日の属する月の末日における個人別管理資産とする。)に係る運用の方法に係る資産が現金化された日における個人別管理資産額を支給する。

2 老齢給付金は、給付の裁定請求と同時に再委託先運営管理機関に一時金の支給を請求したときは、受給権者の選択に応じて、次の各号に掲げるいずれかの額を、前項の規定にかかわらず一時金として支給する。

(1) 裁定請求日以降の日であって、運用の方法に係る資産の現金化が完了した日(裁定請求日から起算して 3 月を経過する日までの間に限る。)における当該受給権者の個人別管理資産額

(2) 個人別管理資産に係る運用の方法ごとに、受給権者が次のイからニの中から選択した割合を乗じた部分に係るすべての資産の現金化が完了した日(裁定請求日から起算して 3

月を経過する日までの間に限る。)の当該持分の額の合計額

イ 100 分の 100

ロ 100 分の 75

ハ 100 分の 50

ニ 100 分の 25

3 前項第 2 号の一時金の支給は、1 回に限り請求することができるものとする。

4 受給権者が、第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定により一時金の支給を受けた場合は、当該受給権者は以降年金として給付を受けることができない。

(個人別管理資産額が過少となったことに伴う老齢給付の年金計画の変更)

第 33 条 年金支給開始月以降、個人別管理資産額が過少(裁定請求時に予め想定していたその年における個人別管理資産額の 2 分の 1 以下となった場合をいう。以下同じ。)となったことにより、本件支給期間の全期間にわたり年金を支給することが困難となった場合において、本件支給期間の全期間にわたって年金の支給を受けるために、受給権者は再委託先運営管理機関に申し出て、第 29 条の年金計画において定めた将来の各年金給付年度の年金額を変更することができるものとする。

2 前項の変更は、本件支給期間中、1 回に限り行うことができるものとする。

3 第 1 項の申出をした場合にあっては、当該申出をした日の属する月の翌月以降の各支給期月に支給する年金給付の額は、第 29 条第 2 項及び第 3 項における給付額算定個人別管理資産額を、当該申出をした日の属する月の前月の末日以降における給付額算定個人別管理資産額と読み替え、当該申出をした日以降の残存年金支給期間に基づき、同条第 2 項から第 4 項までに従い計算した金額とする。

(老齢給付金を受ける権利の失権)

第 34 条 老齢給付金を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき。

(2) 障害給付金の受給権者となったとき。

(3) 個人別管理資産がなくなったとき。

第 3 節 障害給付金

(障害給付金の支給要件)

第 35 条 加入者又は加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)が次の各号のいずれかに該当したときは、その者は、70 歳に達する日の前日までに再委託先運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができるものとする。

(1) 加入者又は加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して 1 年 6 月を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)とし、以下「障害認定日」という。)から 70 歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 30 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき。

- (2) 加入者又は加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつその傷病(以下この号において「基準傷病」という。)に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であつて、基準傷病に係る障害認定日から70歳に達する日の前日までの間に、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前号の国民年金法第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が2以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)の初診日以降であるときに限る。))。

(障害給付金の支給の方法)

第36条 障害給付金は、年金として支給する。ただし、年金支給開始月の1日から起算して5年を経過した日の属する月の末日以降の日、に、受給権者が再委託先運営管理機関に給付の支給を一時に受け取ることを請求したときは、当該請求日以降の日で、当該個人別管理資産(当該請求日の属する月の末日における個人別管理資産とする。)に係る運用の方法に係る資産が現金化された日における個人別管理資産額を支給する。

- 2 障害給付金は、受給権者がその全部又は一部を一時金として受けることを選択する場合は、前項の規定にかかわらず、第32条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において同条第2項の規定中「老齢給付金」とあるのは「障害給付金」と読み替える。

(障害給付における一定期間ごとの年金計画の変更)

第37条 受給権者は、年金支給開始月から起算して5年を経過するごとに、支給期間及び年金額の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 前項の申出をした場合にあつては、当該申出をした日の属する月の翌月以降の各支給期月に支給する年金給付の額は、第29条第2項及び第3項における給付額算定個人別管理資産額を、当該申出をした日の属する月の前月の末日以降における給付額算定個人別管理資産額と読み替え、前項で受給権者が申し出た年金給付の支給期間に基づき、同条第2項から第4項までに従い計算した金額とする。

(個人別管理資産額が過少となったことに伴う障害給付の年金計画の変更)

第38条 年金支給開始月以降、個人別管理資産額が過少になったことにより、本件支給期間の全期間にわたり年金を支給することが困難となった場合において、本件支給期間の全期間にわたって年金の支給を受けるために、受給権者は再委託先運営管理機関に申し出て、第29条及び前条により年金計画に定めた将来の各年金給付年度の年金額を変更することができるものとする。

- 2 前項の申出をした場合にあつては、当該申出をした日の属する月の翌月以降の各支給期月に支給する年金給付の額は、第29条第2項及び第3項における給付額算定個人別管理資産額を、当該申出をした日の属する月の前月の末日以降における給付額算定個人別管理資産額と読み替え、当該申出をした日以降の残存年金支給期間に基づき、同条第2項から第4項までに従い計算した金額とする。

(障害給付金を受ける権利の失権)

第39条 障害給付金を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき。
(2) 個人別管理資産がなくなったとき。

(死亡一時金の支給要件)

第 40 条 死亡一時金は、加入者又は加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)が死亡したときに、その者の遺族に再委託先運営管理機関の裁定に基づき支給する。

(死亡一時金の額)

第 41 条 死亡一時金の額は、裁定請求日以降の日で、その支給を請求した者の個人別管理資産に係るすべての運用の方法に係る資産が現金化された日(裁定請求日から起算して3月を経過する日までの間)に限る。)における個人別管理資産額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第 42 条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を再委託先運営管理機関に対して表示したときは、その表示したところによる。

(1) 配偶者

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて第2号に該当しない者

2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡一時金はその人数によって等分して支給する。

4 死亡一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

5 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。

6 死亡一時金を受けることができる遺族による当該権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後5年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないとみなして、前項の規定を適用する。

(死亡一時金の給付の制限)

第 43 条 故意の犯罪行為により加入者又は加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。加入者又は加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第5節 脱退一時金

(脱退一時金の支給要件)

第44条 脱退一時金は、加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)が次の各号のいずれにも該当するときに、再委託先運営管理機関の裁定に基づいて支給する。

- (1) 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者ではないこと。
- (2) 当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のイからハまでに掲げる額を合算した額からニ及びホに掲げる額を合算した額を控除して得た額が15,000円以下であること。

- イ 脱退一時金の支給を請求した日(以下本条において「請求日」という。)が属する月の前月の末日における本規約の個人別管理資産の額
- ロ 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主(加入者が加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主及び加入者)が拠出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額
- ハ 企業年金制度もしくは退職金制度の資産又は脱退一時金相当額等の移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額
- ニ 第49条の規定に基づき事業主に返還されることとなる額
- ホ 法第54条の4第2項又は中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第31条の3第1項(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

- (3) 最後に加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと。

(脱退一時金の支給の請求手続き)

第45条 前条の脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を再委託先運営管理機関に提出することによって行うものとする。

- (1) 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- (2) 脱退一時金の払渡しを希望する支払機関に関する事項

- イ 金融機関であるときは、その金融機関名、本店又は支店名及び口座番号
- ロ ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行の委託を受けた郵便局であるときは、貯金通帳の記号及び番号

2 前項の請求書には、戸籍の謄本もしくは抄本又は生年月日に関する市区町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付しなければならない。

3 前条の脱退一時金の支給の請求を受けた再委託先運営管理機関は、記録関連運営管理機関等(再委託先運営管理機関を除く。)に対し、必要に応じて次の各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めることとする。

- (1) 当該請求した者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対しては、省令第69条の2第4項第1号に掲げる事項

(2) 個人型記録関連運営管理機関に対しては、省令第 69 条の 2 第 4 項第 2 号に掲げる事項
(脱退一時金の額)

第 46 条 脱退一時金の額は、その支給を請求した者の個人別管理資産に係るすべての運用の方法に係る資産が現金化された日(その支給を請求した日から起算して 3 月を経過する日までの間に限る。)における個人別管理資産額とする。

(脱退一時金の支給を受けたときの通算加入者等期間の計算)

第 47 条 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間(当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第 54 条第 2 項及び法第 54 条の 2 第 2 項の規定により第 30 条第 1 項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間(当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第 74 条の 2 第 2 項の規定により第 30 条第 1 項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金運用指図者期間は、第 30 条第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項の通算加入者等期間に算入しない。

2 前項にかかわらず、脱退一時金の請求をする者のうち、2 以上の個人別管理資産を有する者については、第 30 条第 1 項の通算加入者等期間に算入しない期間は、脱退一時金の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間とする。

(個人別管理資産額の資格喪失後の移換期限)

第 48 条 加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)が第 45 条の請求をした場合における第 65 条第 1 号の規定の適用については、同号中「6 月以内」とあるのは、「6 月以内(当該企業型年金加入者であった者が第 45 条の請求をした日の属する月の初日から第 25 条の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。)」とする。

第 7 章 事業主に対する資産の返還

(事業主に対する資産の返還)

第 49 条 勤続 3 年未満の加入者が自己都合退職、懲戒解雇又は諭旨解雇に相当する事由により加入者の資格を喪失したとき(当該加入者が加入者の資格を喪失した日において本規約の障害給付金の受給権者である場合及び当該加入者が再雇用者となって引き続き本規約の加入者となる場合を除く。)、事業主は資産管理機関に、再委託先運営管理機関の指示に基づき、当該加入者に係る個人別管理資産のうち次条の規定に基づき計算された額(以下「返還資産額」という。)を返還させるものとする。この場合、返還に係る事務費があるときは事業主がこれを負担する。

2 前項の勤続期間は、加入者が実施事業所に使用されるに至った日から資格を喪失した日の前日までの期間とし、1 月未満の端数日が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(返還資産額の計算方法)

第 50 条 前条の返還資産額は次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない方の金額とする。

(1) 当該加入者の第 15 条により拠出した事業主掛金の合計額。ただし、当該加入者が再雇用

者であった場合は、再雇用された月以降に係る掛金の合計額に限る。

- (2) 当該加入者が事業主に資産を返還するために、個人別管理資産を取り崩すときの個人別管理資産額(第 15 条に定める掛金を原資とする部分(加入者掛金の拠出がある場合においては、当該資産売却金額に、事業主掛金累計額及び加入者掛金累計額の合計額(以下「掛金累計総額」という。)に占める事業主掛金累計額の割合を乗じた金額。ただし、当該加入者が再雇用者であった場合は、当該資産売却金額に、再雇用前掛金累計総額及び再雇用後掛金累計総額の合計額に占める再雇用後事業主掛金累計額の割合を乗じた金額)の額に限る。)

第 8 章 事務費等の負担方法

(委託先運営管理機関が行う業務に係る事務費)

第 51 条 第 4 条第 2 項第 3 号の業務に係る事務費については、次の各号に掲げる額を事業主が委託先運営管理機関に対して、支払うものとする。

- (1) 本規約の施行時における運用の方法の選定及び加入者への提示に係る事務費として運用の方法 1 種類あたり 0 円
- (2) 本規約の施行後に運用の方法を追加する場合においては、その追加する運用の方法に関する選定及び加入者等への提示に係る事務費として運用の方法 1 種類あたり 0 円
- (3) 選定し提示した運用の方法の適格性についての継続的な調査に係る事務費として運用の方法 1 種類あたり毎年 0 円

(再委託先運営管理機関が行う業務に係る事務費)

第 52 条 第 4 条第 2 項第 4 号の業務に係る事務費の額は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 本規約に係る登録等の事務費
 - イ 本制度の登録に関する事務費として 0 円
 - ロ 加入者の登録に関する事務費として 1 人あたり 0 円
- (2) 継続的な運営の事務費
 - イ 本制度全体に係る記録管理の継続的な運営及び事業主への報告資料等作成の事務費として月額 0 円
 - ロ 加入者に係る個人別管理資産の記録管理の継続的な運営の事務費として 1 人あたり月額 300 円
 - ハ 運用指図者(年金の支給が開始している者(以下「年金受給者」という。))を除く。以下本条及び次条において同じ。)に係る個人別管理資産の記録管理の継続的な運営の事務費として 1 人あたり月額 300 円
 - ニ 年金受給者(加入者である者を除く。以下本条及び次条第 1 項第 3 号において同じ。)に係る個人別管理資産の記録管理の継続的な運営の事務費として 1 人あたり月額 350 円
 - ホ ロからニまでに掲げる者以外の者(以下「その他の者」という。)で、本制度に個人別管理資産がある者に係る個人別管理資産の記録管理の継続的な運営の事務費として 1 人あたり月額 300 円

2 前項の事務費は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 前項第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロの事務費は掛金とは別に事業主が負担する。
 - (2) 前項第2号ハ又はホの事務費は運用指図者又はその他の者が個人別管理資産から負担する。
 - (3) 前項第2号ニの事務費は年金受給者が受給する年金から負担する。
- 3 不測の事態が発生したために、前2項に従い個人別管理資産又は年金から事務費を充当できない場合、委託先運営管理機関は事業主に対して支払いを請求することができるものとする。

(資産管理契約に係る事務費)

第53条 資産管理契約に係る事務費の額は、次のとおりとする。

- (1) 加入者の個人別管理資産に係る資産管理の事務費として1人あたり月額100円
 - (2) 運用指図者の個人別管理資産に係る資産管理の事務費として1人あたり月額100円
 - (3) 年金受給者の個人別管理資産に係る資産管理の事務費として1人あたり月額100円
 - (4) その他の者の個人別管理資産に係る資産管理の事務費として1人あたり月額100円
 - (5) 本規約の年金及び一時金の給付事務に係る資産管理機関の事務費(ただし、本事務費は、前4号の事務費には含まれないものとする。)として、年金及び一時金の受給者1人あたり1回の給付につき400円
- 2 前項の事務費は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者が負担するものとする。
- (1) 前項第1号の事務費は掛金とは別に事業主が負担する。
 - (2) 前項第2号又は第4号の事務費は運用指図者又はその他の者が個人別管理資産から負担する。
 - (3) 前項第3号及び第5号の事務費は年金及び一時金の受給者が受給する年金又は一時金から負担する。
- 3 不測の事態が発生したために、前2項に従い個人別管理資産又は年金もしくは一時金から事務費を充当できない場合、資産管理機関は事業主に対して支払いを請求することができるものとする。

(運用の指図に関する教育に係る事務費)

第54条 事業主は、第22条に従い本規約の運用の指図に関する教育(以下「投資基礎教育」という。)に係る費用として、次の各号に掲げる額を掛金とは別に負担するものとする。

- (1) 本規約の施行時における加入者等に対する講習会の開催、ビデオの上映及び資料の配布等の費用として必要な相当額
- (2) 本規約の施行後の加入者等に対する講習会の継続的な開催、ビデオの上映及び資料の配布等の費用として必要な相当額
- (3) 加入者等への投資基礎教育の資料として継続的に配布するテキスト等の購入費用として必要な相当額
- (4) 第1号及び第2号の講習会の実施、前号のテキスト等の配布に係る諸雑費等として必要な相当額

(運用の方法に係る費用の負担)

第55条 加入者等に提示される運用の方法に係る費用は、下表のア欄に掲げる運用の方法ごとに同表のイ欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項に定める費用は、運用の方法ごとに運用の方法の額(第21条第1項各号に基づき各運用の方法に配分された個人別管理資産をいう。)から充当され、加入者等の個人別管理資産の残高

は当該費用が充当された後の金額とする。

ア：運用の方法	イ：費用の内容
政令第15条第1項の表の一の項イに該当する預金	費用負担無し
政令第15条第1項の表の四の項イに該当する生命保険契約	費用負担無し
政令第15条第1項の表の五の項イに該当する損害保険契約	費用負担無し
政令第15条第1項の表の三の項ヌに該当する投資信託の受益証券	信託報酬、信託報酬以外の費用及び信託財産留保額の合計額

(消費税、特別法人税等)

第56条 第51条から第54条までの費用の支払いに係る消費税等相当額は、事務費に加えて事務費の負担者がそれぞれ支払うものとする。

- 2 第5条に係る資産管理契約に課せられる特別法人税及び地方税は、個人別管理資産から充当するものとする。

第9章 雑則

(個人別管理資産の取り崩しの方法)

第57条 次の各号に掲げる事由により個人別管理資産を取り崩す場合は、第21条第1項の規定にかかわらず、下表のイ欄に掲げる順番に従い当該各号に定める事由を満たす額(以下「該当額」という。)以上の額となるように運用の方法を解除することにより行う。

- (1) 第15条により拠出した掛金に係る事業主に対する返戻
 - (2) 第52条及び第53条における個人別管理資産から事務費への充当
 - (3) 前条による納税
 - (4) 第26条による国税滞納処分による差し押さえ
- 2 前項による取り崩し額が該当額を上回る場合は、当該取り崩し額から該当額を控除した残額を第21条第1項第1号の運用の方法及び配分する割合により運用する。ただし、加入者等から同号の運用の指図が無い場合は、同条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の取り崩しを行うときに、下表のイ欄において同じ順番である運用の方法が2以上加入者等に提示されている場合は、事業主は取り崩す順番を別途定め加入者等に予め提示する。

ア：運用の方法	イ：取り崩しの順番
政令第15条第1項の表の一の項イに該当する預金	1
政令第15条第1項の表の四の項イに該当する生命保険契約	2
政令第15条第1項の表の五の項イに該当する損害保険契約	3
政令第15条第1項の表の三の項ヌに該当する投資信託の受益証券	4

(事業年度)

第 58 条 本規約の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月末日に終わる。

(通知等)

第 59 条 事業主は、省令及びその他の法令に従い、加入者の氏名及び住所その他の事項を、省令及びその他の法令に定める期日までに再委託先運営管理機関に通知するものとする。

2 加入者等は、省令及びその他の法令に従い、氏名及び住所その他の事項を、省令及びその他の法令に定める期日までに再委託先運営管理機関に申し出るものとする。

(企業型年金加入者等原簿)

第 60 条 加入者又は加入者であった者(死亡一時金を受け取ることができる者を含む。)は、再委託先運営管理機関に対し、本規約に係る法第 18 条第 1 項に定める企業型年金加入者等原簿(以下「加入者等原簿」という。)の閲覧を請求し、又は加入者等原簿に記録された事項について照会することができるものとする。

(加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第 61 条 資産管理機関は、次の各号に掲げる者が加入者となった場合において、当該加入者が個人別管理資産の移換を申し出たときは、再委託先運営管理機関の指図に基づき、当該加入者が加入していた企業型年金の資産管理機関又は連合会から、当該加入者に係る現金化した個人別管理資産の移換を受けるものとする。

(1) 本規約以外の企業型年金の加入者又は加入者であった者

(2) 個人型年金の加入者又は運用指図者

2 資産管理機関は、次の各号に掲げる者が加入者となったときは、再委託先運営管理機関の指図に基づき、当該加入者が加入していた企業型年金の資産管理機関又は連合会から、当該加入者に係る現金化した個人別管理資産の移換を受けるものとする。

(1) 本規約以外の企業型年金の加入者又は加入者であった者(当該企業型年金の障害給付金又は老齢給付金の受給権を有する者を除く。)であって、当該企業型年金の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 月を経過してもなお当該企業型年金に個人別管理資産がある者

(2) 法第 83 条第 1 項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限り、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。)

(他の企業型年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第 62 条 資産管理機関は、次の各号に該当したとき(個人別管理資産があるときに限る。)は、個人別管理資産から第 49 条に規定する返還資産額を控除した額(以下「控除後個人別管理資産」という。)を、再委託先運営管理機関の指図に基づき、当該加入者となった企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

(1) 加入者又は加入者であった者が他の企業型年金の加入者となった場合において、当該加入者となった者が本規約に係る個人別管理資産を当該他の企業型年金へ移換することを申し出たとき。

(2) 加入者又は加入者であった者(本規約の障害給付金又は老齢給付金の受給権を有する者を除く。)が他の企業型年金の加入者となった場合において、本制度の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 月を経過してもなお本制度に個人別管理資産があるとき。

(個人型年金加入者等の個人別管理資産の移換)

第 63 条 資産管理機関は、加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)が連合会に対し、その個人別管理資産の移換の申出をした場合であって、当該移換の申出と同時に法第 62 条第 1 項もしくは法第 64 条第 2 項の規定による申出をしたとき、又は個人型年金加入者もしくは個人型年金運用指図者であるときは、再委託先運営管理機関の指図に基づき、当該加入者であった者の控除後個人別管理資産を、連合会に移換するものとする。

(確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第 64 条 資産管理機関は、加入者であった者(個人別管理資産がある者に限る。)が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該加入者であった者が本規約に係る個人別管理資産を当該確定給付企業年金へ移換することを申し出たとき(当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本制度の資産管理機関から個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められている場合に限る。)は、当該加入者であった者の控除後個人別管理資産を当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等(確定給付企業年金法第 30 条第 3 項に規定する資産管理運用機関等をいう。)に移換するものとする。

2 前項の規定により個人別管理資産を移換した場合には、次の各号に掲げる期間(個人別管理資産を移換した日の翌日が属する月の前月までの期間に限る。)を通算加入者等期間から控除する。

- (1) 企業型年金の企業型年金加入者期間(企業型年金の規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。)
- (2) 個人型年金の個人型年金加入者期間(個人型年金の規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。)
- (3) 法第 54 条第 2 項の規定により法第 33 条第 1 項の通算加入者等期間に算入された期間
- (4) 法第 54 条の 2 第 2 項の規定により法第 33 条第 1 項の通算加入者等期間に算入された期間
- (5) 法第 74 条の 2 第 2 項の規定により法第 73 条において準用する法第 33 条第 1 項の通算加入者等期間に算入された期間

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第 65 条 資産管理機関は、次の各号に該当した者(個人別管理資産がある者に限る。)については、控除後個人別管理資産を、再委託先運営管理機関の指図に基づき、連合会に移換するものとする。

- (1) 加入者であった者であって、その控除後個人別管理資産が加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 月以内に前 3 条又は中小企業退職金共済法第 31 条の 3 の規定により移換されなかった者(本規約の企業型年金運用指図者及び次号に該当する者を除く。)
- (2) 本規約が終了した日において加入者であった者であって、その控除後個人別管理資産が当該終了した日が属する月の翌月から起算して 6 月以内に前 3 条又は中小企業退職金共済法第 31 条の 3 の規定により移換されなかった者

(移換される個人別管理資産の取扱い)

第 66 条 前 4 条に従い控除後個人別管理資産を移換するときは、資産管理機関により、当該個人別管理資産に係る運用の方法をすべて解約して現金化し、移換を受ける資産管理機関(個人型年金においては事務委託先金融機関)に対する振込みにより移換するものとする。

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第 67 条 事業主は、加入者(個人別管理資産がある者に限る。)が資格喪失したときは、当該資格喪失者に対し、次の各号に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 法第 80 条、法第 82 条及び法第 54 条の 4 に規定する個人別管理資産の移換の申出は、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 月以内に行うこと。
- (2) 前号の申出を行わない場合は、次のイからハのいずれかの取扱いとなること。
 - イ 法第 80 条第 2 項の規定により、本制度に個人別管理資産があり他の企業型年金の加入者の資格を取得している場合には、新たに資格を取得した企業型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。
 - ロ 法第 83 条及び省令第 65 条の規定により、本制度に個人別管理資産があり個人型年金加入者等の資格を取得している場合には、個人型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。
 - ハ 法第 83 条の規定により、個人別管理資産が連合会に自動的に移換され、連合会移換者である間、運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされることとなること。その際、当該期間は通算加入者等期間に算入されないことから、老齢給付金の支給開始可能な時期が遅くなる可能性があること。
- (3) 加入者の資格を喪失した者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 月以内であれば法第 54 条の 4 の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。また、法第 83 条の規定により、個人別管理資産が連合会に自動的に移換されている者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、法第 74 条の 4 の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。なお、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いであり、企業型年金の本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する個人別管理資産に企業型年金の本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されることとなること。
- (4) 法第 54 条の 4 又は第 54 条の 5 の規定による企業型年金から確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換を行う場合にあっては、移換先の制度の制度設計上、確定拠出年金に加入していた期間(勤続年数を含む。)が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。また、企業型年金の個人別管理資産に係る期間(当該個人別管理資産に存続厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会又は連合会から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。)は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型年金及び個人型年金に同時に加入する者であって、企業型年金の個人別管理資産のみ移換する場合には、個人型年金の加入者期間に影響はないこと。

(脱退一時金相当額等の移換の申出手続)

第 68 条 加入者は、次の各号に掲げる額を資産管理機関に移換することを申し出ることができるものとする。

- (1) 平成 25 年改正法附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第 144 条の 3 第 5 項に規定する脱退一時金相当額

- (2) 確定給付企業年金法第 81 条の 2 第 1 項に規定する脱退一時金相当額
- (3) 存続連合会又は企業年金連合会の規約で定める年金給付等積立金等(平成 25 年改正法附則第 56 条に規定する年金給付等積立金等をいう。)又は積立金(確定給付企業年金法第 59 条に規定する積立金をいう。)

2 前項の移換の申出は、次の各号に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 前項第 1 号に係る申出は、脱退する存続厚生年金基金。
- (2) 前項第 2 号に係る申出は、脱退する確定給付企業年金の実施事業所の事業主又は企業年金基金。
- (3) 前項第 3 号に係る申出は、存続連合会又は企業年金連合会。

3 前 2 項の移換の申出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間に限って行うことができるものとする。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

- (1) 第 1 項第 1 号に規定する脱退一時金相当額の移換は、申出を行った者が加入していた存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日。
- (2) 第 1 項第 2 号に規定する脱退一時金相当額の移換は、申出を行った者が加入していた確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日。
- (3) 第 1 項第 3 号に規定する年金給付等積立金等又は積立金の移換は、本規約の加入者の資格を取得した日から起算して 3 月を経過する日。

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができるものとする。

(脱退一時金相当額等の移換)

第 69 条 本規約の資産管理機関は、脱退一時金相当額等の移換を受けることができるものとする。

- 2 前項の規定により移換を受けた脱退一時金相当額等は、脱退一時金相当額等の移換を申し出た者の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 第 1 項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けた場合には、第 10 条の規定にかかわらず、当該脱退一時金相当額等の移換を受けた加入者等が当該存続厚生年金基金の設立事業所もしくは当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主の使用された期間(60 歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)その他これに準ずる期間のうち移換を受けた資産の額の算定の基礎となった期間又は解散した存続厚生年金基金の加入員であった期間もしくは終了した確定給付企業年金の加入者期間を、当該加入者等の通算加入者等期間に算入するものとする。

(脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務)

第 70 条 事業主は、加入対象者が、本規約の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものときは、当該加入対象者に移換申出期限、通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手續並びに手数料その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明するものとする。

(加入者等の個人情報の取扱い)

第 71 条 事業主は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者等であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。ただし、本人の同意があ

る場合のほか正当な理由がある場合は、この限りではない。

- 2 委託先運営管理機関及び再委託先運営管理機関は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者等であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合のほか正当な理由がある場合は、この限りでない。

(規約の変更)

- 第 72 条 事業主は、法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項の規定に基づき、本規約の変更をしようとするときは、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。
- 2 前項にかかわらず、省令に定める特に軽微な変更を行うときは、同項の同意を要しないものとする。
 - 3 第 1 項の同意は、実施事業所ごとに得なければならない。
 - 4 前項にかかわらず、別表に定める事項を変更するときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所について、第 1 項の同意があったものとみなす。
 - 5 事業主は、本規約の変更について、地方厚生(支)局長の承認を受けたときは承認を受けた規約を、地方厚生(支)局長に届出るときは届出た規約を、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び運用指図者(運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときに限る。)に周知しなければならない。

(規約の終了)

- 第 73 条 事業主は、本規約を終了しようとするときは、法第 46 条の規定に基づき、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。
- 2 前項の同意は、実施事業所ごとに得なければならない。
 - 3 事業主は、本規約の終了について地方厚生(支)局長の承認を受けたときは、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び運用指図者に周知しなければならない。

(法令その他の準用)

- 第 74 条 本規約に定めのないものについては、法令の定めるところによるものとする。
- 2 給付金の支給、個人別管理資産の移換その他に関して、本規約に定めのない事項については、委託先運営管理機関、再委託先運営管理機関、資産管理機関との間で締結した契約書等の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 本規約は、平成28年10月1日から施行する。

(加入に係る経過措置)

第2条 本規約の施行日における加入対象者（同日に本規約の加入対象者の範囲に該当した者を除く。）のうち加入を希望する者については、第7条の2の規定にかかわらず、本規約の施行と同時に加入者の資格を取得する。

(存続厚生年金基金の移換に係る事項)

第3条 事業主は、平成25年改正法附則第5条第3項の規定により読み替えられた法第54条の規定に基づき、全国生鮮食品等卸売業厚生年金基金（以下本条において「移換元存続厚生年金基金」という。）の残余財産の一部（当該存続厚生年金基金の加入員又は加入員であった者が、その者が負担した掛金を原資とする部分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）の移換を資産管理機関に受けさせるものとする。

2 前項の規定により移換を受けた資産は、平成28年10月1日における加入者であつて移換日においても加入者である者（以下本条において「移換対象者」という。）の個人別管理資産に充てるものとする。

3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、各移換対象者について、移換元存続厚生年金基金に係る存続厚生年金基金規約第97条の4に規定する額とする。

4 前3項の規定により資産の移換を受けた場合には、第10条の規定にかかわらず、各移換対象者の移換元存続厚生年金基金の加入員期間（60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を、通算加入者等期間に算入するものとする。ただし、当該期間のうち既に通算加入者等期間に算入された期間を除くものとする。

5 第1項に規定する資産の移換を受ける日は、移換元存続厚生年金基金の清算が終了した日とする。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成28年10月21日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成29年7月1日から施行し、第6条、第22条、第29条、第30条の2、第44条、第45条、第47条及び第59条の変更については、平成29年1月1日から適用する。

(加入に係る経過措置)

第2条 平成29年7月1日における別表の項番58から62に掲げる実施事業所に使用される加入対象者（同日に本規約の加入対象者の範囲に該当した者を除く。）のうち加入を希望する者については、第7条の2の規定にかかわらず、平成29年7月1日に加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年3月26日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

(存続厚生年金基金の移換に係る事項)

- 第2条 平成29年7月1日における別表の項番62に掲げる実施事業所は、平成25年改正法附則第5条第3項の規定により読み替えられた法第54条の規定に基づき、全国生鮮食品等卸売業厚生年金基金（以下本条において「移換元存続厚生年金基金」という。）の残余財産の一部（当該存続厚生年金基金の加入員又は加入員であった者が、その者が負担した掛金を原資とする部分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）の移換を資産管理機関に受けさせるものとする。
- 2 前項の規定により移換を受けた資産は、平成29年7月1日における別表の項番62に掲げる実施事業所の加入者であつて移換日においても加入者である者（以下本条において「移換対象者」という。）の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、各移換対象者について、移換元存続厚生年金基金に係る存続厚生年金基金規約第97条の4に規定する額とする。
- 4 前3項の規定により資産の移換を受けた場合には、第10条の規定にかかわらず、各移換対象者の移換元存続厚生年金基金の加入員期間（60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を、通算加入者等期間に算入するものとする。ただし、当該期間のうち既に通算加入者等期間に算入された期間を除くものとする。
- 5 第1項に規定する資産の移換を受ける日は、移換元存続厚生年金基金の清算が終了した日とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規約は、平成30年10月1日から施行し、第23条第10号、第30条の2及び第45条の変更については、平成30年1月1日から適用し、第4条第2項の変更については、平成30年2月13日から適用し、第18条から第20条、第21条（第1項第1号の存続厚生年金基金に係る変更を除く。）、第22条（第1項第1号ロのAを除く。）、第23条第11号から第13号、第27条、第29条、第44条（第2号ロを除く。）、第55条、第57条、第61条から第65条及び第67条の変更については、平成30年5月1日から適用する。

(加入者掛金に係る経過措置)

- 第2条 平成30年10月1日における別表の項番1、2、5、9、12、13、21、22、24、25、29、32、40（全事業所）、53及び56から62に掲げる実施事業所に使用される加入者は、第15条第3項の規定にかかわらず、所定の様式により申し出ることにより、平成30年10月分の掛金から加入者掛金の拠出を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年10月1日から施行する。

(加入者掛金に係る経過措置)

第2条 令和元年10月1日における別表の項番4、15、16及び35に掲げる実施事業所に使用される加入者は、第15条第3項の規定にかかわらず、所定の様式により申し出ることにより、令和元年10月分の掛金から加入者掛金の拠出を行うことができる。

別表

項番	ア：事業主 名称 (第2条関係)	イ：事業主 住所 (第2条関係)	ウ：実施事業 所名称 (第3条関係)	エ：実施事業 所所在地 (第3条関係)	オ：本規約の対 象となる者 (第6条関係)	カ：加入 者掛金 の有無 (第15条 乃至第 16条の2 関係)	キ：個人 型年金同 時加入 (第7条 関係)
1	一般社団法人全国青果卸売市場協会	東京都千代田区神田松永町104番地	一般社団法人全国青果卸売市場協会	東京都千代田区神田松永町104番地TSKビル6階	厚生年金保険の被保険者	有	無
2	株式会社丸市斜里魚菜卸売市場	北海道斜里郡斜里町前浜町4番地1	株式会社丸市斜里漁菜卸売市場	北海道斜里郡斜里町前浜町4-1	厚生年金保険の被保険者	有	無
3	株式会社札幌花き地方卸売市場	北海道札幌市白石区流通センター七丁目3番5号	株式会社札幌花き地方卸売市場	北海道札幌市白石区流通センター7丁目3-5	厚生年金保険の被保険者	無	無
4	マルトマ苫小牧卸売株式会社	北海道苫小牧市汐見町一丁目1番13号	苫小牧卸売(株)	北海道苫小牧市汐見町1-1-13	厚生年金保険の被保険者	有	無
5	株式会社旭川生花市場	北海道旭川市流通団地二条二丁目32番地	株式会社旭川生花市場	北海道旭川市流通団地2条2	厚生年金保険の被保険者	有	無
6	はまなす花き株式会社	北海道札幌市白石区流通センター七丁目3番5号	はまなす花き株式会社	北海道札幌市白石区流通センター7-3-5	厚生年金保険の被保険者	無	無
7	地方卸売市場一印一関青果卸売株式会社	岩手県一関市字樋渡25番地の1	地方卸売市場一印一関青果卸売株式会社	岩手県一関市樋渡25-1	厚生年金保険の被保険者	無	有
8	株式会社岩手県南青果市場	岩手県胆沢郡金ヶ崎町六原下二の町215番地	株式会社岩手県南青果市場	岩手県胆沢郡金ヶ崎町六原下二の町215	厚生年金保険の被保険者	無	有
9	株式会社石巻青果	宮城県東松島市赤井字南三242番地1	株式会社石巻青果	宮城県東松島市赤井南三242-1	厚生年金保険の被保険者	有	無
10	株式会社塩釜地方卸売市場	宮城県塩竈市白菊町3番14号	株式会社塩釜地方卸売市場	宮城県塩竈市白菊町3-14	厚生年金保険の被保険者	無	無

項 番	ア：事業主 名称 (第2条関 係)	イ：事業主 住所 (第2条関係)	ウ：実施事業 所名称 (第3条関 係)	エ：実施事業 所所在地 (第3条関係)	オ：本規約の対 象となる者 (第6条関係)	カ：加入 者掛金 の有無 (第15条 乃至第 16条の2 関係)	キ：個人 型年金同 時加入 (第7条 関係)
11	株式会社能 代青果地方 卸売市場	秋田県能代市 字鳥小屋 36 番地の1	株式会社能 代青果地方 卸売市場	秋田県能代市 鳥小屋 36-1	厚生年金保険の 被保険者	無	無
12	株式会社庄 果	山形県東田川 郡三川町大字 押切新田字茨 谷地 50 番地	株式会社庄 果	山形県東田川 郡三川町押切 新田 茨 谷 地 50	厚生年金保険の 被保険者	有	無
13	株式会社南 陽中央青果 市場	山形県南陽市 三間通 1254 番地の1	株式会社南 陽中央青果 市場	山形県南陽市 三 間 通 1254-1	厚生年金保険の 被保険者	有	無
14	山形青果セ ンター株式 会社	山形県長井市 今泉 117 番地 の2	山形青果セ ンター株式 会社	山形県長井市 今泉 117-2	厚生年金保険の 被保険者	無	無
15	株式会社山 一中央青果 卸売市場	福島県郡山市 大槻町字向原 114 番地	株式会社山 一中央青果 卸売市場	福島県郡山市 大 槻 町 向 原 114	厚生年金保険の 被保険者	有	無
16	山一ベジフ ル株式会社	福島県郡山市 大槻町字向原 114 番地	山一ベジフ ル株式会社	福島県郡山市 大 槻 町 向 原 114	厚生年金保険の 被保険者	有	無
17	鹿島中央青 果株式会社	茨城県神栖市 居切 660 番 3	鹿島中央青 果株式会社	茨城県神栖市 居切 660-3	厚生年金保険の 被保険者	無	有
18	下館食品青 果株式会社	茨城県筑西市 乙 155 番地の 1	下館食品青 果株式会社	茨城県筑西市 乙 155-1	厚生年金保険の 被保険者	無	無
19	古河青果株 式会社	茨城県古河市 静町 1 番 52 号	古河青果株 式会社	茨城県古河市 静町 1-52	厚生年金保険の 被保険者	無	無
20	株式会社群 馬県水産市 場	群馬県高崎市 下 大 類 町 1258 番地	(株)群馬県 水 産市場	群馬県高崎市 下 大 類 町 1258	厚生年金保険の 被保険者	無	無
21	群馬中央青 果株式会社	群馬県伊勢崎 市境米岡 718 番地	群馬中央青 果株式会社	群馬県伊勢崎 市境米岡 718	厚生年金保険の 被保険者	有	無
22	株式会社大 宮中央青果 市場	埼玉県さいた ま市北区吉野 町二丁目 224 番地 1	株式会社大 宮中央青果 市場	埼玉県さいた ま市北区吉野 町 2-224-1	厚生年金保険の 被保険者	有	無

項 番	ア：事業主 名称 (第2条関 係)	イ：事業主 住所 (第2条関係)	ウ：実施事業 所名称 (第3条関 係)	エ：実施事業 所所在地 (第3条関係)	オ：本規約の対 象となる者 (第6条関係)	カ：加入 者掛金 の有無 (第15条 乃至第 16条の2 関係)	キ：個人 型年金同 時加入 (第7条 関係)
23	株式会社熊 谷青果市場	埼玉県熊谷市 佐谷田 1422 番地	株式会社熊 谷青果市場	埼玉県熊谷市 佐谷田 1422	厚生年金保険の 被保険者	無	無
24	株式会社中 瀬青果市場	埼玉県深谷市 中瀬 863 番地	株式会社中 瀬青果市場	埼玉県深谷市 中瀬 863	厚生年金保険の 被保険者	有	無
25	株式会社宮 印	埼玉県さいた ま市北区吉野 町二丁目 224 番地 1	株式会社宮 印	埼玉県さいた ま市北区吉野 町 2-224-1	厚生年金保険の 被保険者	有	無
26	熊谷果実株 式会社	埼玉県熊谷市 佐谷田 1422 番地	熊谷果実株 式会社	埼玉県熊谷市 佐谷田 1422	厚生年金保険の 被保険者	無	無
27	熊谷蔬菜株 式会社	埼玉県熊谷市 佐谷田 1422 番地	熊谷蔬菜株 式会社	埼玉県熊谷市 佐谷田 1422	厚生年金保険の 被保険者	無	無
28	大一木更津 青果株式会 社	千葉県木更津 市新田三丁目 3 番 12 号	大一木更津 青果株式会 社	千葉県木更津 市 新 田 3-3-12	厚生年金保険の 被保険者	無	無
29	株式会社金 坂青果市場	千葉県茂原市 六ツ野 1877 番地 2	株式会社金 坂青果市場	千葉県茂原市 六 ツ 野 1877-2	厚生年金保険の 被保険者	有	無
30	鎌倉青果株 式会社	神奈川県鎌倉 市梶原 360 番 地	鎌倉青果株 式会社	神奈川県鎌倉 市梶原 360	厚生年金保険の 被保険者	無	有
31	株式会社相 模中央青果 地方卸売市 場	神奈川県相模 原市緑区西橋 本一丁目 20 番 11 号	株式会社相 模中央青果 地方卸売市 場	神奈川県相模 原市緑区西橋 本 1-20-11	厚生年金保険の 被保険者	無	無
32	株式会社横 須賀魚市場	神奈川県横須 賀市平成町三 丁目 5 番地 1	株式会社横 須賀魚市場	神奈川県横須 賀市平成町 3-5-1	厚生年金保険の 被保険者	有	無
33	株式会社伊 勢原食品市 場	神奈川県伊勢 原市下粕屋 491 番地	株式会社伊 勢原食品市 場	神奈川県伊勢 原市下糟屋 491	厚生年金保険の 被保険者	無	無
34	伊東青果株 式会社	静岡県伊東市 荻 791 番地	伊東青果株 式会社	静岡県伊東市 荻 791	厚生年金保険の 被保険者	無	無

項 番	ア：事業主 名称 (第2条関 係)	イ：事業主 住所 (第2条関係)	ウ：実施事業 所名称 (第3条関 係)	エ：実施事業 所所在地 (第3条関係)	オ：本規約の対 象となる者 (第6条関係)	カ：加入 者掛金 の有無 (第15条 乃至第 16条の2 関係)	キ：個人 型年金同 時加入 (第7条 関係)
35	三島青果株 式会社	静岡県三島市 市山新田 144 番地 1	三島青果株 式会社	静岡県三島市 市 山 新 田 144-1	厚生年金保険の 被保険者	有	無
36	株式会社す るが花き卸 売市場	静岡県静岡市 清水区尾羽 579 番地の 1	株式会社す るが花き卸 売市場	静岡県静岡市 清水区尾羽 579-1	厚生年金保険の 被保険者	無	無
37	豊一豊田青 果株式会社	愛知県豊田市 高崎町兼近 70 番地	豊一豊田青 果株式会社	愛知県豊田市 高崎町兼近 70	会社法上の役員 就業規則第 2 条 第 2 項に規定す る社員	無	無
38	三河青果物 市場株式会 社	愛知県豊川市 伊奈町茶屋 45 番地	三河青果物 市場株式会 社	愛知県豊川市 伊奈町茶屋 45	厚生年金保険の 被保険者	無	無
39	大府青果卸 売市場株式 会社	愛知県大府市 桃山町一丁目 81 番地	大府青果卸 売市場株式 会社	愛知県大府市 桃山町 1-81	厚生年金保険の 被保険者	無	無
40	株式会社長 印	長野県長野市 市場 3 番地 1	株式会社長 印	長野県長野市 市場 3-1	会社法上の役員 就業規則第 2 条 に規定する正社 員	有	無
			株式会社長 印松本支社	長野県松本市 笹賀 7600-41	会社法上の役員 就業規則第 2 条 に規定する正社 員	有	無
41	地方卸売市 場株式会社 三条魚市場	新潟県三条市 直江町三丁目 3 番 47 号	株式会社三 条魚市場	新潟県三条市 直 江 町 3-3-47	厚生年金保険の 被保険者	無	無
42	地方卸売市 場株式会社 小出魚市場	新潟県魚沼市 四日町字破間 向 1204 番地 1	地方卸売市 場株式会社 小出魚市場	新潟県魚沼市 四 日 町 1204-1	厚生年金保険の 被保険者	無	無
43	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除
44	敦賀合同青 果株式会社	福井県敦賀市 古田刈 66 号 1303 番地	敦賀合同青 果株式会社	福井県敦賀市 古 田 刈 66-1303	厚生年金保険の 被保険者	無	有
45	大阪南部合 同青果株式 会社	大阪府堺市北 区中村町 744 番地の 1	大阪南部合 同青果株式 会社	大阪府堺市北 区 中 村 町 744-1	厚生年金保険の 被保険者	無	無

項 番	ア：事業主 名称 (第2条関 係)	イ：事業主 住所 (第2条関係)	ウ：実施事業 所名称 (第3条関 係)	エ：実施事業 所所在地 (第3条関係)	オ：本規約の対 象となる者 (第6条関係)	カ：加入 者掛金 の有無 (第15条 乃至第 16条の2 関係)	キ：個人 型年金同 時加入 (第7条 関係)
46	株式会社南 淡路地方卸 売市場	兵庫県南あわ じ市賀集 428 番地	株式会社南 淡路地方卸 売市場	兵庫県南あわ じ市賀集 428	厚生年金保険の 被保険者	無	無
47	鳥取協同青 果株式会社	鳥取県鳥取市 南安長二丁目 697 番地	鳥取協同青 果株式会社	鳥取県鳥取市 南安長 2-697	厚生年金保険の 被保険者	無	有
48	津山中央青 果株式会社	岡山県津山市 津山口 262 番 地の 12	津山中央青 果株式会社	岡山県津山市 津 山 口 262-12	厚生年金保険の 被保険者	無	無
49	河村食品株 式会社	岡山県倉敷市 中畝九丁目 3 番 1 号	河村食品株 式会社	岡山県倉敷市 中畝 9-3-1	厚生年金保険の 被保険者	無	無
50	株式会社陽 南食品	岡山県倉敷市 笹沖 1164 番 地の 3	株式会社陽 南食品	岡山県倉敷市 笹沖 1164-3	厚生年金保険の 被保険者	無	無
51	有限会社津 山促成青果	岡山県津山市 津山口 262 番 地の 12	有限会社津 山促成青果	岡山県津山市 津 山 口 262-12	厚生年金保険の 被保険者	無	無
52	株式会社宇 和島青果市 場	愛媛県宇和島 市伊吹町字高 樋甲 895 番地	株式会社宇 和島青果市 場	愛媛県宇和島 市伊吹町字高 樋甲 895	厚生年金保険の 被保険者	無	無
53	株式会社八 幡浜青果市 場	愛媛県八幡浜 市産業通 10 番 6 号	株式会社八 幡浜青果市 場	愛媛県八幡浜 市産業通り 1274-1	厚生年金保険の 被保険者	有	無
54	丸今青果株 式会社	愛媛県今治市 天保山町四丁 目 3 番地 1	丸今青果株 式会社	愛媛県今治市 天 保 山 町 4-3-1	厚生年金保険の 被保険者	無	無
55	福岡中央魚 市場株式会 社	福岡県福岡市 中央区長浜三 丁目 11 番 3 号 401	福岡中央魚 市場株式会 社	福岡県福岡市 中央区長 浜 3-11-3-401	厚生年金保険の 被保険者	無	無
56	株式会社島 原青果市場	長崎県島原市 大手原町 甲 2141 番地 13	株式会社島 原青果市場	長崎県島原市 大 手 原 町 2141-13	厚生年金保険の 被保険者	有	無
57	中九州青果 株式会社	熊本県八代市 新浜町 1 番 1 号	中九州青果 株式会社	熊本県八代市 新浜町 1-1	厚生年金保険の 被保険者	有	無

項 番	ア：事業主 名称 (第2条関 係)	イ：事業主 住所 (第2条関係)	ウ：実施事業 所名称 (第3条関 係)	エ：実施事業 所所在地 (第3条関係)	オ：本規約の対 象となる者 (第6条関係)	カ：加入 者掛金 の有無 (第15条 乃至第 16条の2 関係)	キ：個人 型年金同 時加入 (第7条 関係)
58	長印市川青 果株式会社	千葉県市川市 鬼高四丁目 5 番 1 号	長印市川青 果株式会社	千葉県市川市 鬼高 4-5-1	会社法上の役員 就業規則第 2 条 に規定する従業 員（ただし、嘱 託社員、パート タイマー及びア ルバイトを除 く）	有	無
59	長印船橋青 果株式会社	千葉県船橋市 市場一丁目 8 番 1 号	長印船橋青 果株式会社	千葉県船橋市 市場 1-8-1	会社法上の役員 就業規則第 2 条 に規定する正社 員	有	無
60	株式会社長 印須坂青果 市場	長野県須坂市 大字小島 689 番地 1	株式会社長 印須坂青果 市場	長野県須坂市 大 字 小 島 689-1	会社法上の役員 就業規則第 2 条 に規定する従業 員	有	無
61	株式会社長 印ながのフ ァーム	長野県長野市 市場 3 番地 1	株式会社長 印ながのフ ァーム	長野県長野市 市場 3-1	会社法上の役員 就業規則第 2 条 に規定する正社 員	有	無
62	札幌花き園 芸株式会社	北海道札幌市 白石区流通セ ンター七丁目 3 番 5 号	札幌花き園 芸株式会社	北海道札幌市 白石区流通セ ンター 7 丁目 3-5	会社法上の役員 就業規則第 3 条 に規定する社員	有	無